

令和4年

第 11 回

三戸町農業委員会総会議事録

令和4年12月9日(金) 開催  
於 三戸町役場4階大会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和4年12月9日(金) 午後4時0分 から 午後4時35分

2. 開会場所 三戸町役場4階大会議室

3. 出席委員 12名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	神谷 陽一
委員	1番	武士沢 隆悦
委員	2番	井畑 育子
委員	3番	上野 敏昭
委員	4番	中澤 隆浩
委員	5番	工藤 洋一
委員	6番	千澤 正知
委員	7番	沼邊 義雄
委員	番	
委員	9番	照井 秀美
委員	番	
委員	11番	一ノ渡 重義
委員	12番	佐々木 俊一

4. 欠席委員 2名

委員	8番	老久保まゆみ
委員	10番	松本 誠子
委員	番	
委員	番	

5. 現地調査報告 3名

推進委員	15	工藤 哲子
推進委員	21	山端 巧
推進委員	22	竹原 広実

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第2号 農地の賃借料情報について
第4	議案第26号 令和5年農作業標準賃金について
第5	議案第27号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について
第6	議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第7	議案第29号 競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	極壇 浩
次長	松澤 俊彰
主幹	平谷 賢一

8. 議事録署名委員

委員	9番	照井 秀美
委員	11番	一ノ渡 重義

## 9. 会議の概要

議長  
(梅田会長)

始礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。  
4番中澤委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。  
只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和4年第11回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。  
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。  
9番照井委員、11番一ノ渡委員に願います。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。  
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。

議長

日程第3 報告2号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主幹

【報告第2号を議案書をもとに朗読】

次長

本件は、農地法第52条に基づき、地域における賃借料の目安となるよう、実勢の賃借料情報を提供するものです。

賃借料情報の元となるのは、農地法第3条の許可申請書及び農用地利用集積計画で示された金額となっておりますが、あくまでも参考として情報提供するものであります。

議長

只今の報告について、質問のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

特に発言が無いようですので、報告第2号については終了します。

議長

日程第4 議案26号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第26号を議案書をもとに朗読】

次長

農作業標準賃金につきましては、毎年、三戸町、田子町、南部町の農業委員会事務局で協議しており、今年は、11月中旬に会議を行ったところでございます。

令和5年の標準賃金につきましては、基本的に、令和4年10月5日に青森県最低賃金が31円引き上げられ、時間給が853円となったことから、この額を基に調整し、今回の上程案となったものです。

作業賃金につきましては、時間給853円を8時間に換算し、百円未満を切り上げ、三百円あがり6,900円とし、割増料が10円未満切り上げ、四十円あがり1,070円となります。

剪定に関して、百円未満切り上げ、四百円あがり10,300円となります。

農業機械につきましては、前年と同額とすることとしております。

議長	<p>質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p>
11番一ノ渡委員	<p>機械が入りにくい、耕作しにくい田については割増料の設定が出来ないか。</p>
事務局	<p>あくまで目安として、区画整理された田での料金としております。耕作の難しさは場所によって様々となるので割増料としての設定は難しいと思います。</p>
11番一ノ渡委員	<p>畔塗りの追加は出来ないか。</p>
事務局	<p>料金設定をするのに基準をどうするか判断して、どうやって金額を出すのが難しくなると思いますので項目の追加は厳しいと思っています。</p>
2番井畑委員	<p>代かきは概ね2回やると思うが、この料金は1回分ということによいか。</p>
事務局	<p>1回分ということになります。</p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第26号を採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。</p>
議長	<p>日程第5 議案第27号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主幹	<p><b>【議案第27号を議案書をもとに朗読】</b></p>
次長	<p>議案第27号について補足説明いたします。</p> <p>番号5及び6は共に、20年前以上前の相続した時点から農業を営んで居ないため、山林原野状態となっていた場所で、現状の地目に直したいと申請があったものです。</p>
議長	<p>非農地証明に係る現地調査について、工藤哲子推進委員から報告をお願いします。</p>
工藤哲子 推進委員	<p>現地調査について報告いたします。</p> <p>12月2日、午前9時から、私と沼邊農業委員、水梨推進委員及び事務局職員とで、現地調査を行いました。</p> <p>番号5及び番号6は周囲の山林と一体となっている場所で、近隣農地への影響はなく、非農地とすることに問題無いものと見て参りました。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p>

	<p><b>【無しの声多数】</b></p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第27号を採決いたします。 本案について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することにいたします。</p>
議長	<p>日程第6 議案第28号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主幹	<p><b>【議案第28号を議案書をもとに朗読】</b></p>
次長	<p>議案第28号について補足説明いたします。</p> <p>番号16は譲り受け人が効率よく耕作するため、隣接農地の一部を取得したいと譲り渡し人に申し出たところ、それに応じたものです。</p> <p>番号17は譲り受け人が効率よく耕作するため、自宅付近の農地を譲り渡し人から取得するものです。</p>
議長	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、番号16については工藤哲子推進委員から、番号17については竹原推進委員から報告をお願いします。</p>
工藤哲子 推進委員	<p>番号16に関する現地調査について報告いたします。</p> <p>12月2日、午前9時から、私と沼邊農業委員、水梨推進委員及び事務局職員とで、現地調査を行いました。 農地は畔で囲まれているため境界もはっきりとしており、問題は無いものと見て参りました。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
竹原 推進委員	<p>番号17に関する現地調査について報告いたします。</p> <p>12月2日、午後1時30分から、私と山端推進委員、及び事務局職員とで、現地調査を行いました。 農地は畔で囲まれているため境界もはっきりとしており、問題は無いものと見て参りました。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p>
	<p><b>【無しの声多数】</b></p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第28号を採決いたします。 本案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程第7 議案29号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>

事務局主幹

【議案第29号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第29号について補足説明いたします。

本件は、民事執行法による農地の競売及び特別売却に参加できる資格の有無を審査し証明するものです。

申請者と土地所有者は親子関係にあり、対象農地について、申請者が使用貸借により、既に耕作しているものです。本案件は、裁判所の不動産競売事件において「買受適格証明を有しない者の買受申出が禁止」されていることから、申請されたものです。

申請者の状況から、機械、労働力、地域調和、下限面積等の要件に問題は無いため、申請者は買取適格者であると判断されます。

議長

それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第29号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することにいたします。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。

議長

これをもちまして、令和4年第11回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。  
終礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

終了 午後4時35分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

令和4年12月9日(金)

議長  
会長

14 番

梅田 晃

会議録署名者  
委員

9 番

照井 秀美

会議録署名者  
委員

11 番

一ノ渡 重義